

生活困窮者就労訓練事業を行う施設との
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約締結基準

(目的)

第1条 この基準は、京都市が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けるため、随意契約を締結できる契約相手は、本市の認定基準を満たし認定を受けた施設であることを規定するものである。

(認定基準)

第2条 次の各号のすべてに該当している場合は、生活困窮者の自立の促進に資するものとして本市の認定を受けることができる。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として都道府県等の認定を受けていること
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること
- (3) 生活困窮者就労訓練事業の実施に際し、本市の生活困窮者を受け入れること
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと
- (8) 税を滞納していないこと

(認定の申請)

第3条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき認定をしたときは認定通知書（様式第3号）により、認定しないこととしたときは認定却下通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、第2条の規定に該当することを確認するために必要と認めたときは、当該申請者を訪問し、現場の確認及び聞き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定事業所の公表)

第6条 市長は、第4条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第7条 認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第8条 認定を受けた者が、認定を辞退するときは、辞退届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取消すことができる。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取消されたとき
- (2) 事業を廃止又は休止したとき
- (3) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (5) 他の認定団体が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき
- (6) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき
- (7) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき
- (8) その他、事業者の認定にふさわしくないと市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき、認定を取消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 認定団体は、市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

(事務)

第11条 この基準に関する事務は、京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課において実施する。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成30年5月28日から施行する。